

I 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

こどもをまんなかにおき、社会全体で子育てを支援するあたたかい県民性をはぐくむことを目指し、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を取り入れながら、本県のこども政策を総合的に推進するため策定する。

2. 計画の性格・位置づけ

- (1) こども基本法 基づく「都道府県こども計画」
- (2) 次世代育成支援対策推進法 基づく「都道府県行動計画」
- (3) 子ども・子育て支援法 基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- (4) 子ども・若者育成支援推進法 基づく「都道府県子ども・若者計画」
- (5) 子どもの貧困対策の推進に関する法律 基づく「都道府県計画」
- (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法 基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」
- (7) 奈良っ子はぐくみ条例 基づく「実施計画」

3. 計画の期間

令和6年10月～令和12年3月（5年間程度）

II 奈良県のこども・子育てに関する現状

令和5年度に実施している「奈良県結婚・子育て実態調査」等に基づき記載

III 奈良県のこども・子育てに関する課題

「こども、県民が直面する課題や困りごと」から施策を考えることとし、様々な困りごとを、こども(C)、親(P)、こども・親をとりまく様々な環境(S)の3つの観点で分類し、克服すべき課題を下記の(1)～(9)に整理

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| (1) こどもの視点に関すること | (6) 困難状況にあること・子育て世帯に関すること |
| (2) 社会全体の意識に関すること | (7) 教育・保育等の体制整備に関すること |
| (3) 所得に関すること | (8) 保健・医療の提供体制に関すること |
| (4) 職場環境に関すること | (9) まちづくりに関すること |
| (5) ライフステージに応じた支援に関すること | |

IV 基本理念

すべてのこども・若者が、将来に夢と希望を抱きながら、個性や多様性が尊重され、ひとしく健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる、あたたかい奈良県を目指す。

V 基本的な方向性

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を十分に尊重し、尊厳を重んじ、その有する権利を保障し、こども・若者の今とこれからとの最善の利益を図る。
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話を重ねながら、ともに進めていく。
- (3) すべてのこども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、ジェンダーギャップの解消を図る。
- (4) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- (5) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態でひとしく健やかに成長できるようにする。
- (6) 多様な価値観・考え方を大前提として、若い世代の視点に立って、就労、結婚、子育てを含め自らが望む人生を実現できるよう取り組むとともに、若い世代の生活基盤の安定を図る。
- (7) 国や市町村、民間団体等と有機的に連携・協力しながら、こどもや若者、子育て当事者を支える。

VI 取組方針

- (1) こども・若者の視点に立った施策の立案と推進
- (2) ジェンダーギャップの解消を始めとした社会全体の意識・構造の改革
- (3) 若い世代、ひとり親世帯の所得の向上
- (4) 男女ともに仕事と家庭・子育てを両立できる職場環境の整備
- (5) 個人の希望に応じた選択ができるよう、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目の無い支援の充実
- (6) 困難な状況に置かれているこども・子育て世帯に対する相談体制、支援等の充実
- (7) こどものすこやかな成長と子育て世帯を支える教育、保育等の体制整備
- (8) 妊娠、出産、こども、子育てを支える保健医療提供体制の充実
- (9) こども、子育てにやさしいインクルーシブなまちづくり

VII 取組方針に基づく主な施策

（次頁参照）

VIII 施策の推進体制等

- | | | |
|-------------------|---------------|------------------------------------|
| (1) 県における推進体制 | 推進体制
評価・点検 | 奈良県こども・子育て推進本部
奈良県こども・子育て支援推進会議 |
| (2) 市町村こども計画の策定促進 | | |
| (3) 市町村・民間団体等との連携 | | |

「奈良県こどもまんなか未来戦略」の概要

VII 取組方針に基づく主な施策

(1) こども・若者の視点に立った施策の立案と推進

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながる。また、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。これらは、こども基本法の理念の一部として規定されている。

このようなこども基本法の理念に基づき、こども・若者の意見を聴取し、施策に反映する取組等について記載。

(5) 個人の希望に応じた選択ができるよう、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援の充実

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、多様な価値観、考え方を尊重することを大前提とし、若い世代が自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていく。

このように、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて、様々な課題に対処する取組について記載。

(2) ジェンダーギャップの解消を始めとした社会全体の意識・構造の改革

こども・若者が、多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重し合いながら、その多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、固定的な性別役割分担意識や特定の価値観、プレッシャーを押しつけられることなく、主体的に自分らしく、幸福に暮らすことができるよう支える。

奈良県は固定的性別役割分担意識が全国的に見ても根強く、女性の家事・育児に要する時間が全国で最長となっており、母親に子育ての負担が大きくかかっていることを変える必要がある。また、社会全体でこどもや子育てを見守り、支える意識を高め、社会全体の構造を変える取組等について記載。

(6) 困難な状況に置かれているこども・子育て世帯に対する相談体制、支援等の充実

貧困、虐待、いじめ等、困難な状況に置かれているこどもや若者、子育て世帯を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じたきめ細かい支援を行うことが重要である。このことから、こども、親の誰もが、困りごとを相談でき、支援につなげられる取組について記載。

(7) こどものすこやかな成長と子育て世帯を支える教育、保育等の体制整備

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。このことから、障害のあるこどもや医療的ケア児など特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもが学びや遊びを通じてすこやかに成長し、また、子育て世帯の負担感を減少できるよう、教育、保育等の体制整備を図る取組について記載。

(8) 妊娠、出産、こども、子育てを支える保健医療提供体制の充実

こどもがいつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制や、地域の周産期医療体制を確保し、妊娠や出産、こども、子育てを支えることができる保健医療提供体制の充実に向けた取組について記載。

(3)若い世代、ひとり親世帯への就労支援・所得の向上

若い世代が将来にわたる生活の基盤を確保することで、将来に希望を持って生きることができる社会をつくることは、少子化克服の鍵である。

近年、若い世代が結婚やこどもを産み、育てることへの希望を持ちながらも、経済的な不安等から将来展望を描けない傾向にあることから、雇用と所得環境の安定を図る取組、ひとり親世帯への自立支援等について記載。

(9) こども、子育てにやさしいインクルーシブなまちづくり

こどもや子育て当事者の目線に立ち、障害のあるこども・若者や、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進できるよう、障害の有無等に関わらず、こどもがのびのびと遊ぶことができる空間を創出する。

また、交通アクセスや授乳などの場所を気にすること無く、子育て世帯が外出し、楽しむことができるようなまちづくりについて記載。

(4)男女ともに仕事と家庭・子育てを両立できる職場環境の整備

固定的性別役割分担意識等を前提とした働き方や暮らし方を見直し、男女ともに仕事と家庭・子育てを両立できる環境づくりを促進する。

本県は女性の就業率が全国で最も低く、柔軟な働き方ができる職場づくりが必要。共働き、共育て、共家事を推進し、結婚や子育てに対する負担感の軽減につながる取組等について記載。